

## 大型車の長期的な低炭素化に向けた勉強会 設置要領

### 1. 名称

本会は「大型車の長期的な低炭素化に向けた勉強会」（以下「本勉強会」という。）と称する。

### 2. 目的

本年、パリ協定に基づき、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」として我が国の長期ビジョンが示されたところ、我が国の温暖化対策について、2050年度の長期目標（温室効果ガス排出量 80%減）を見据えつつ、2030年度の中期目標（26%減）の着実な達成が求められている。

現在、自動車部門におけるCO<sub>2</sub>排出量のうち貨物・旅客輸送分野が約4割を占めているところ、1台あたりのCO<sub>2</sub>排出量が多い大型車（トラック、バス）分野については、車両単体対策のみならず、総合的な対策を網羅的かつ一体的に進めていくことが不可欠である。

本勉強会では、大型車（トラック・バス）分野において、中期目標達成に向けた課題を整理し、今後の低炭素化に向けた方向性を検討することを目的とする。

### 3. 検討内容

- 1) 大型車分野における国内外の地球温暖化対策の現状
- 2) 大型車の開発（省エネ性能、排出ガス性能、航続距離、車両価格等）における現状
- 3) 大型車の利活用（スタンド数、充填時間、燃料価格等）における現状
- 4) 現状を踏まえた課題の整理、対応策の検討
- 5) その他大型車における低炭素化対策の可能性及び課題点

### 4. 組織

- 1) 本勉強会は、委員長のもと、別紙に掲げる委員をもって構成する。
- 2) 委員長は、本勉強会を総括する。
- 3) 委員長が不測の事態等による委員長の役を遂行できない場合は、委員長又は事務局が指名した委員が、その職務を代行する。

### 5. 会議の開催

- 1) 本勉強会は、委員長が議長を務める。
- 2) 審議に際し、議長が必要と認めた場合は、委員以外の出席を求め、説明や意見を聴取することができる。

## 6. 事務局

- 1) 本勉強会の事務局は、国土交通省自動車局環境政策課、同貨物課及び同旅客課に置く。

## 7. その他

- 1) 本勉強会の運営に関する必要事項でこの要領に定めのないものは、委員又は事務局が本勉強会に諮って定める。

## 8. 附則

- 1) 本要領は、令和元年11月7日より適用する。